

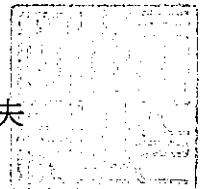
参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

岡山市長 大森 雅夫

記



1. 協議の場を設けた区域の範囲

東区東部第2地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○ 経営体数

法人8経営体

個人55経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地を集約しようとする場合は、地域の農地所有者の協力も得つつ、中間管理機構に貸し付けていく。

6. 地域農業の将来のあり方

○ 主な農産物は、米・麦、野菜・果樹などの園芸作物

1 米・麦

・大型農家への、積極的な支援や情報交換を行う。

・定年帰農などによる農家後継者を育成し、農家戸数の維持・継続を図る。

・米については、温暖化による栽培環境の悪化のため、ヒノヒカリの代替品種として、産地適応品種の導入により、品質向上と減肥料栽培による環境にやさしい栽培を進める。

・農地集積の一つの方法として、中間管理機構を必要に応じて活用していく。

2 はくさい・キャベツ・かぼちゃなど

・重量野菜の老舗産地としての地位を守る。

・フェロモン剤・防蛾灯利用などによる減農薬栽培(省力化・低コスト)の普及・拡大についてはすでに取り組んでいるが、今後も継続する。

3 レタスなど葉菜類

・他産地と差別化できる栽培法を構築・統一し、有利販売に努める。

・出荷先であるおかやま市場での販促活動の充実により、地元消費の拡大に努める。

4 ももなど果樹類

・県内他産地と比較して生育(出荷)が早いことを長所に、有利な販売の展開を図る。